

○厚生労働省告示第百九十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の四第一項に規定する新規化学物質について同項第二号の規定による確認を行ったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成三十年四月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信